

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を 結ぶための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
京都市地域 活性化総合 特区	29208	特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の受入対象の拡大	意欲の高い外国人の更なる受入・育成ができるよう、これまで同様「京都市による管理」を前提に、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」を受けている外国人を新たに受入対象に追加する。 また、上記提案の実現により、京都での就労を希望する外国人料理人の増加が見込まれることから、1事業所当たり2人とされている上限人数を3人に増やす。	研修等で在留している外国人等が、京都市特区事業を活用することが可能となり、より高度な日本料理を学び、更なる日本料理の海外への普及を促進することで、本特区の目指す目標の一つである「世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造」に取り組む。	1回目	法務省	入国管理局総務課企画室	法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件(平成25年内閣府・法務省告示第2号)	F	平成30年度内	担当省庁の見解欄に記載のとおり、詳細を検討し、30年度内に結論を得る。	申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関の要件として、所属機関との関係及び受け入れ人数については以下のとおり定めている。  ①申請人が海外の所属機関との間で、申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること等について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること(申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること等の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること)(左記告示第2条第1号口及びハ)	京都市の提案については、対象となる外国人の要件、帰国後の特定伝統料理の普及の在り方、受け入れ人数の拡大対象等の詳細を検討しているところであるが、検討に当たり、受け入れ人数の緩和に当たって要件を付す場合の考え方(例、人数を緩和する場合について適切な特定調理活動の修得環境を確保するために受け入れ機関が講ずる措置及び京都市が行う管理等)について京都市の意見を伺いたい。なお、今後の検討過程において、追加の質問を行う可能性がある。	b	・スケジュールについて、既にシルバー認定を受けている外国人の受入れのため、また、平成30年度の日本食・食文化普及人材育成支援事業を修了する外国人への適用に向けて、制度改正の周知や当該外国人及び受入店舗の意向確認の期間を確保するため、年度途中で可能な限り早期に提案の実現をいただけるよう、速やかな検討・協議をお願いしたい。 ・受け入れ人数の緩和に当たっては、京都市が、各店舗から受入れに対応できる指導体制等の説明を求め、これまでの受入実績を含めて総合的に評価・判断するとともに、受け入れ後も店舗への監査等を通じて、適切な修得環境であることを、日本料理アカデミーの協力を得て、十分な確認を行う。(詳細は添付資料に記載)	指定自治体は早期の提案実現に向けて協議の継続を希望していることから、法務省は指定自治体の回答を踏まえ、具体的な検討スケジュール及び論点を示し、引き続き協議を行うこと。	
					2回目	A-1	平成30年度内	担当省庁の見解欄に記載のとおり、平成30年度内に制度改正を行う方向で検討を進める。	申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関の要件として、所属機関との関係及び受け入れ人数については以下のとおり定めている。  ①申請人が海外の所属機関との間で、申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること等について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること(申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること等の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること)(左記告示第2条第1号口及びハ)	京都市の提案に基づき、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」を受けた外国人を受入対象に追加するとともに、特定調理活動を行う者の受け入れ人数を現行の一事業所当たり二人以内から三人以内に増やすための告示改正等を行う方向で関係省庁と検討を進める。	a	提案の早期実現に向けて、引き続き関係省庁と調整を進めてまいりたいと考えており、よろしく願いしたい。	法務省は特区の提案に基づき、告示改正等を行う方向で関係省庁と検討を進めることとしているため、協議を終了する。今後は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i			
					1回目	厚生労働省	外国人雇用対策課	-	F	平成30年度内	担当省庁の見解欄に記載のとおり、詳細を検討し、30年度内に結論を得る。	-	京都市の提案については、対象となる外国人の要件、帰国後の特定伝統料理の普及の在り方、受け入れ人数の拡大対象等の詳細について引き続き検討を行いたい。	b	・スケジュールについて、既にシルバー認定を受けている外国人の受入れのため、また、平成30年度の日本食・食文化普及人材育成支援事業を修了する外国人への適用に向けて、制度改正の周知や当該外国人及び受入店舗の意向確認の期間を確保するため、年度途中で可能な限り早期に提案の実現をいただけるよう、速やかな検討・協議をお願いしたい。	指定自治体は早期の提案実現に向けて協議の継続を希望していることから、法務省は指定自治体の回答を踏まえ、具体的な検討スケジュール及び論点を示し、引き続き協議を行うこと。	
					2回目	A-1	平成30年度内	担当省庁の見解欄に記載のとおり、30年度内に制度改正を行う方向で検討を進める。	-	京都市の提案については、 ・客観的に一定の水準に達していることが認められる者であること ・料理人として日本料理の技術を向上したことを対外的に示すことで、より良い待遇や条件の下で働ける可能性が生まれること ・帰国後の所属機関を有していない場合であっても、「シルバー以上の認定」を受けていることを生かして、京料理の調理人として活躍できる可能性が高いと考えられること 以上から、「特定伝統料理の海外への普及」という本事業の目的にかなうと考えられる。 また、受け入れ人数の拡大については、人数枠を拡大することについて合理的な理由があり、かつ、引き続き適切な管理体制が維持される場合は、3名への拡充について積極的に対応し得るものと考えられる。 これらのことを踏まえ、京都市の要望については前向きに対応し得るものであることから、内閣府及び法務省告示改正等を行う方向で検討に協力してまいりたい。	a	提案の早期実現に向けて、引き続き関係省庁と調整を進めてまいりたいと考えており、よろしく願いしたい。	厚生労働省は特区の提案に基づき、告示改正等を行う方向で検討に協力することとしているため、協議を終了する。今後は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i			
					1回目	農林水産省	食料産業局食文化・市場開拓課	-	A-1	-	-	-	当該提案に関連する規制を所管するのは法務省、厚生労働省であるため、対応等について回答することは控えるが、当省としては、京都市の提案は日本食・食文化の海外普及の推進に資するものとする。	a	早期の提案実現に向けて、引き続き御協力をお願いしたい。	農林水産省の示した見解について指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	i
					2回目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30101	特区名	アジアヘッドクォーター特区			
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う、最低面積要件(33㎡以上)の緩和					
提案事項の具体的な内容	<p>特定遊興飲食店営業の許可において、</p> <p>(1)営業面積が33㎡未満となる場合においても、許可対象となるようにしていただきたい。</p> <p>(2)客室一室あたりの面積要件を緩和し、店舗全体で面積要件を満たす場合営業許可受けられるようにしていただきたい。</p> <p>(3)店舗全体が33㎡に満たないような小規模な店舗に対し、「簡易特定遊興飲食店営業許可」といった特定遊興飲食店営業と比較して小規模店舗に向けた簡素な営業許可を新設していただき、草創期の活動を支える小規模な場に対し営業許可を与えることで、ナイトタイムの活性化を図っていただきたい。</p>					
政策課題とその解決策	<p>アフターMICEや外国人観光客が安心してナイトライフを楽しめる環境が充実することで、国際的なMICE誘致・外国人観光客誘致の競争力を高めることができる。</p> <p>また、ダンスクラブや生バンドを行うアーティストの育成には草創期の活動を支える小規模な場が必要。</p>					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	C:代替案の提示	担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
	規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第4条第2項第1号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第75条第1号</p>				
	規制趣旨等の見解	<p>都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所につき客室の床面積が一室当たり33平方メートル以上でない場合には、許可をしてはならない。</p> <p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>特定遊興飲食店営業においては、特定の客を対象とする接待が禁止されていることから、提供するサービスは不特定の客を対象としたものである必要がある。このため、接待を行うことができる風俗営業における客室の床面積要件を踏まえるなどして、特定遊興飲食店営業において行われる客に遊興をさせる行為が特定の客を対象としたものにならないよう客室の床面積要件を定めているものである。</p> <p>このことは、特区の内外を問わずいえることから、御提案を認めるのは困難である。</p> <p>一方で、床面積が33平方メートルに満たない客室を設けて客に遊興をさせる営業については、特定の客を相手とした接待を行う営業として評価され得るものであることから、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する風俗営業の許可の対象となるものであると考えられる。したがって、風俗営業としての許可を取得することにより、営業時間(深夜における営業の原則禁止)や営業地域(営業制限地域)等の規制を受けることにはなるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時まで風俗営業の営業を営むことができることとなる。</p>				
	実施時期		スケジュール			
	指定自治体の回答	d:その他	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
理由等	<p>・代替案として示された風俗営業の許可については、事業者が深夜の営業を検討していることから検討は見送りたい。</p> <p>・協議において、特定遊興飲食店営業の客室床面積を33平方メートル以上に定めている根拠が明確に示されなかったことから、一定の条件下では床面積を緩和する余地もあるのではないかと受け止めているが、現時点では2回目の協議は見送り、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について判断していきたい。</p>					
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント	<p>警察庁より、特定遊興飲食店営業の制度の主旨から指定自治体の提案の内容を認めるのは困難であるが、代替案として風俗営業の許可を取得することで営業許可を受けられる旨の見解が示されたが、指定自治体は、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について検討することとしたため、一旦協議を終了する。</p>					

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30102	特区名	アジアヘッドクォーター特区		
提案事項名	風営法における特定遊興飲食店営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する基準の緩和(水平距離でなく空間距離による制限)				
提案事項の具体的な内容	<p>風営法施行令第6条第2項の規定では、特定遊興飲食店営業を含む風俗営業は「保全対象施設(保育所や病院、診療所等)の敷地の周囲おおむね100m(水平面で測る)の区域を限度」に制限されている。一方、都市再生特別措置法や国家戦略特別区域法等で首都機能を高める国際競争力強化が求められており、特に都心部における都市開発では様々な施設・機能を複合化させることが必要となっている。したがって、同一都市計画事業内(同一建物内を含む)で保全対象施設と特定遊興飲食店(アフターコンベンション機能に資する施設など)が混在または近接する場合を想定することが必要と考える。ついては、営業制限地域の指定基準に関して「保全対象施設の敷地からの水平距離による制限」ではなく「保全対象施設からの空間距離による制限」としていただきたい。</p>				
政策課題とその解決策	アフターMICEや外国人観光客が安心してナイトライフを楽しめる環境が充実することで、国際的なMICE誘致・外国人観光客誘致の競争力を高めることができる。				
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能		担当省庁名	警察庁
	担当課名	生活安全局保安課			
	規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の22、第31条の23において準用する第4条第2項第2号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第22条第1号口(4)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(平成30年1月30日付け警察庁丙保発第2号ほか。以下「解釈運用基準」という。)第24中1において参照する第12中9(2)</p>			
	規制等の趣旨	<p>都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請があった場合において、当該特定遊興飲食店営業の営業所が良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域(以下「営業所設置許容地域」という。)にないときは、許可をしてはならないとされているところ、当該基準の一つとして、学校、病院等の特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの敷地の周囲おおむね100メートルを限度とする区域内の地域に該当しないことが掲げられている。また、この「おおむね100メートル」については、保全対象施設の敷地の周囲の地域を画するための基準であることから、水平面で測ることとされている。</p>			
見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>「おおむね100メートル」の測り方について、仮に御提案のとおり解釈運用基準を改定した場合には、例えば、ビルの低層部に所在する保育所等の保全対象施設について、当該保全対象施設の所在するビルの高層部から下りてきた酔客の喧噪等による当該保全対象施設への影響は、周辺地域の特定遊興飲食店から出てきた酔客の喧噪等によるものと同程度又は一層重大なものとなり得ると考えられるにもかかわらず、当該保全対象施設の所在するビルの高層部では特定遊興飲食店が立地可能となる一方で、当該保全対象施設に隣接する地域では特定遊興飲食店が立地できないこととなるなど、合理的な規制とならないことが懸念される。</p> <p>このことは、特区の内外を問わずいえることから、御提案を認めるのは困難である。</p> <p>一方で、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設として定めつつ、一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外するなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、御提案については、例えば、低層部の保育所等を条例により保全対象施設から除外するなどして、当該保育所等及び特定遊興飲食店が同一建物内等に立地することが可能となると考えられる。</p>				
実施時期			スケジュール		
指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>・現行法令において都道府県が「一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外する」ことについては、理論上可能ではあるものの、手続面を考慮すると実施の有無については別途検討する必要がある。</p> <p>・解釈運用基準の改定後において合理的な規制とならないことが懸念される、との指摘については、内容の工夫次第で合理性を担保できるものとするが、現時点では2回目の協議は見送り、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について判断していきたい。</p>				
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの				
コメント	<p>警察庁より、指定自治体からの提案については合理的な規制とならないことが懸念されるが、一方で都道府県は条例により保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、指定自治体の提案を実現可能である旨の見解が示された。</p> <p>指定自治体は、条例による対応については、手続面を考慮すると実施には検討を要するとし、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について検討することとしたため、一旦協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30103	特区名	アジアヘッドクォーター特区		
提案事項名	特定遊興飲食店営業許可を受ける場合の設備要件(設備設置義務)の緩和				
提案事項の具体的な内容	<p>(1)魅力あるイベントを実施し、東京のナイトライフ活性化、ひいては国際競争力を強化すべく、特定遊興飲食店営業許可における設備要件については、「恒常的に設備を設け」るのではなく、容易にレイアウト変更できるような要件に緩和していただきたい。</p> <p>(2)様々なレイアウトに対応するコンベンション施設やホテルのバンケット施設等では「恒常的に設備を設け」ることができず、特定遊興飲食店営業の許可を受けることはできない。アフターMICEや国際観光に資するエンターテインメントとして、外国人観光客が安心してナイトライフを楽しめる環境であるホテルの宴会場は東京のナイトライフ活性化に非常に有効であるため、恒常的な設備が設けられていないこれら施設においては、設備を「用意」することで特定遊興飲食店の営業許可を受けられるよう風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準の規定を緩和していただきたい。</p>				
政策課題とその解決策	<p>アフターMICEや外国人観光客が安心してナイトライフを楽しめる環境が充実することで、国際的なMICE誘致・外国人観光客誘致の競争力を高めることができる。</p> <p>特に、ホテルの宴会場は、アフターMICEや、宿泊客にとっても利用がしやすく、活用効果が高いと考えられる。</p>				
国と地方の協議 1 回目	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能		担当省庁名	警察庁
	担当課名	生活安全局保安課			
	規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第11項並びに第31条の23において準用する第4条第2項第1号、第9条及び第12条</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(平成30年1月30日付け警察庁丙保発第2号ほか)第27中1</p>			
	規制等の趣旨	<p>都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないときは、許可をしてはならない。また、特定遊興飲食店営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ都道府県公安委員会の承認を受けなければならない(内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、必要事項を記載した届出書を提出しなければならない。)</p>			
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>そもそも、特定遊興飲食店営業の許可に当たり、営業所内に「恒常的に設備を設け」ることを要するとはされていないところ、個々の営業について許可がなされるか否かは、個別具体の事情に応じて判断されるものであり、御提案の営業について許可がなされるか否かについても、都道府県警察において判断されることとなる。</p> <p>なお、一般的にいえば、特定遊興飲食店営業の許可を受けた営業所であるホテルの宴会場等において、特定遊興飲食店営業を営まない時間帯に営業所の構造及び設備を変更し、特定遊興飲食店営業の営業時間が始まる前にその構造及び設備を復元する場合は、承認や届出は不要であることから、「恒常的に」特定遊興飲食店営業の営業の用に供される設備を設けていないホテルの宴会場等を営業所とする特定遊興飲食店営業の許可を取得することも可能であると考えられる。また、一旦特定遊興飲食店営業の許可を取得した後は、営業所内の見通しを妨げない程度の軽微な椅子、テーブル等の配置の変更等の構造又は設備の変更は、構造設備の軽微な変更(風営法第9条第3項)にも該当せず、届出すら要しないこととされているところである。</p>			
実施時期		スケジュール			
指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>・本協議の結果、ホテルのバンケット施設等での特定遊興飲食店営業を検討している事業者が想定する、イベントに応じたレイアウト変更については、許可取得後は見通しを妨げない程度の変更であれば届出を要せず、また、それ以外の場合でも軽微な変更等の届出(風営法施行規則20条)を行えば対応可能であることが判明した。</p> <p>・なお、協議終了に当たって、各警察署において示された見解に基づく対応がなされるよう周知徹底いただくことを希望する。</p>				
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの				
コメント	<p>警察庁から、特定遊興飲食店営業の許可に当たり、営業所内に「恒常的に設備を設け」ることを要するとはされていないところ、営業許可がなされるか否かは個別具体の事情に応じて都道府県警察にて判断されるものである旨の見解が示され、自治体は了解しているため、協議を終了する。</p> <p>警察庁は、示された見解に基づく対応がなされるよう、各警察署への周知徹底をすること。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30105	特区名	さがみロボット産業特区			
提案事項名	介護保険法における介護保険特定福祉用具導入時の、地方自治体が独自に設けた補助制度との併用について					
提案事項の具体的な内容	<p>介護保険法で規定する介護保険特定福祉用具(介護保険法第44条)の対象となった生活支援ロボットについて、一般的に導入費用が高額であることから、地方自治体が一般財源で独自に設けた補助制度との併用を例外的に認めていただきたい。</p>					
政策課題とその解決策	<p>本特区では、人口減少と超高齢社会の到来によるあらゆる分野での人手不足対策による、県民が直面する身体的・精神的負担等を軽減するために、生活支援ロボットが活用される「ロボットと共生する社会」の実現を目指しており、そのためには、生活支援ロボットの導入を進めることが重要である。</p> <p>本提案が認められることにより、導入費用がこれまでより低減されることにより普及が促され、その結果、市場が拡大し、製品価格が低減する好循環が発生し、介護分野での生活支援ロボットの普及が進むことで、本特区の目的の実現につながっていくこととなると考えている。</p>					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能	担当省庁名	厚生労働省	担当課名	老健局高齢者支援課
	規制法令等	-				
	規制等の趣旨	-				
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 介護保険給付と一般財源による補助の併用についての禁止規定はなく、差し支えない。				
	実施時期	-	スケジュール	-		
	指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	提案事項について、制度を所管する厚生労働省から現行法令で対応可能と回答を得られたため。				
	内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの				
	コメント	厚生労働省より、提案の内容について現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体は了解しているため、協議を終了する。				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30106	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区		
提案事項名	高齢者の活躍推進事業				
提案事項の具体的な内容	<p>介護報酬の中に新たに機能訓練の代わりに就労(生産活動)を行う形態の「就労型サービス」を設ける。          なお、要支援・要介護者の中で、就労(生産活動)を通じて状態改善や生きがいの維持に繋がることが見込める者を対象とし、事業所では日常生活の世話と就労(生産活動)を支援するものとする。施設基準や人員基準等は既存の通所介護事業所をベースとし、既存施設で事業所要件を満たした上で受け入れることを可能としたい。</p>				
政策課題とその解決策	<p>高齢化が進む中、要支援や要介護の状態になっても、ただ介助を受けるだけではなく、社会と関わりを持ったり、地域に貢献したりすることを希望する高齢者が増加しており、いつまでも生きがいを持って生活していけるような仕組みづくりが求められている。          本提案が実現することにより、そういった高齢者が地域や社会に貢献していく中で生きがいを感じ、より長く健康に暮らしていくことができるようになることに加え、状態が改善し自立となった際に、就労や社会参加が可能となり、自らでやれることが増えれば、再度の状態悪化に陥るリスクを低減することが期待される。          本市は平成25年度から実施しているデイサービス改善インセンティブ事業により、他地域に比べ利用者の状態改善への意識が全体的に高く、また地域活動等に積極的に取り組んでいる事業所も多い。また通所介護利用者のうち、比較的状态が軽度な者(要支援1～要介護1)が全国平均よりも高く、就労(生産活動)等の新たな活動への参加への希望者や実際に実施可能な者も多いと考えられる。</p>				
国と地方の協議 1 回目	担当省庁の対応	F:各省が今後検討		担当省庁名	厚生労働省
	担当課名	老健局振興課・総務課(認知症室)			
	規制法令等	<p>指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第92条～第109条          指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表6</p>			
	規制等の趣旨	<p>○ 通所介護事業所等では、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行っている。</p>			
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)          ○ご提案の就労(生産活動)については、現行制度下で通所介護事業所等において通所介護等の機能訓練の一環として、実施することが可能であると考えられるが、就労を含めた利用者のさらなる社会参加活動を推進していくためにどのような方策が可能か、現在実施している介護サービス事業における社会参加活動に関する調査研究の成果等も踏まえつつ、引き続き要望市町村と検討して参りたい。</p>			
実施時期			スケジュール		
指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>就労を含めた高齢者の社会参加活動が介護保険制度の中で実現されるよう、まずは調査研究事業を実施し、高齢者の就労によってどのような成果が期待できるか等を明らかにしていきたい。</p>				
内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの				
コメント	<p>厚生労働省より、現行制度下でも機能訓練の一環としてご提案のような生産活動の実施は可能であると考えられるが、就労を含めた利用者のさらなる社会参加活動を推進していくためにどのような方策が可能か、引き続き自治体と検討したい旨の見解が示され、自治体は了解しているため、協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30107	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区		
提案事項名	通所介護の送迎の柔軟化				
提案事項の具体的な内容	<p>居宅と事業所の間に限定されている通所サービスの送迎を、自家輸送の範囲の中で、居宅以外の場所に送っていくことも可能とし、更に送迎減算の対象外とすること。          なお、実施にあたっては以下の条件で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、通所介護事業者、ケアマネージャーで協議し、ケアプランに位置付けられていること</li> <li>・事業所側の都合ではなく、必ずケアプランに則ったサービス提供の一貫であること</li> <li>・食料品店・駅・病院・親族の家等、利用者のQOL向上に寄与すると考えられる場所であること</li> <li>・居宅以外を可能とするのは送り先についてのみであり、居宅発のルールは従来通りであること</li> </ul>				
政策課題とその解決策	<p>高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らしていくために、居住地域や親族との交流状況等に応じ、QOLの向上や生活利便性の向上を図っていくことが必要であるが、現行の制度に則り居宅まで送られた後には、改めて外出する高齢者が少なく、在宅に閉じこもりがちになってしまう。</p> <p>本提案の実現によって、例えば親族宅へ送っていくことで交流が増加する、スーパー等へ送っていくことで食生活の安定による栄養状態の向上が図られる、病院等へ送っていくことで身体状態が安定するなど、ケースによって様々な効果が期待できることに加え、高齢者自身が生活の中において自らの能力で出来ることを実感し、自らの能力を活用する動きに繋がることで、在宅生活の支援に寄与すると考えられる。</p>				
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	厚生労働省
	担当課名	老健局振興課			
	規制法令等	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表6注17          介護輸送に係る法的取扱いについて(平成18年9月国土交通省自動車交通局旅客課 厚生労働省老健局振興課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)2. 施設介護について</p>			
	規制等の趣旨等	<p>○ 通所介護における送迎は、利用者の安全性に留意し、在宅生活が継続できるように支援する観点から、利用者の居宅と事業所との往復の送迎を行うことを報酬上評価しているところ。</p>			
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)          ○通所介護については、要介護状態になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指すものである。          ○通所介護サービスの実施に際して、通所介護事業所と利用者宅間の送迎を利用者本人の負担とした場合には、サービスの利用に支障が生じる恐れが生じるころ、円滑なサービス利用の観点から、自宅と通所事業所間の送迎と通所事業所でのサービスの提供を介護報酬上一体的に評価しているものである。          ○一方、ご提案のように通所介護サービス利用後の利用者を自宅以外の場所へ送ることは、通所介護サービスの円滑な利用の観点から行われるものとは言えないものである。そのため、このような行為を介護報酬上評価することは困難である。</p>			
実施時期			スケジュール		
指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>現在、通所介護終了後に自宅以外の場所へ送ることは、介護報酬制度の趣旨等から困難であることは承知している。しかし、高齢者の生活や活動をより良くするため、柔軟な運用を求める声も多く、そういった声に応えていく方策について、事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議させていただきたい。</p>				
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの				
コメント	<p>厚生労働省より、通所介護における介護報酬制度において、利用者の円滑なサービス利用の観点から自宅と事業所間の送迎と事業所でのサービス提供を一体的に評価しているところ、提案の内容をはそのような観点から行われるものとは言えないため、介護報酬上評価することは困難である旨の見解が示された。          上記見解に対し、指定自治体は、事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議をすることとしたため、一旦協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30107	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区				
提案事項名	通所介護の送迎の柔軟化						
提案事項の具体的な内容	<p>居宅と事業所の間に限定されている通所サービスの送迎を、自家輸送の範囲の中で、居宅以外の場所に送っていくことも可能とし、更に送迎減算の対象外とすること。</p> <p>なお、実施にあたっては以下の条件で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、通所介護事業者、ケアマネージャーで協議し、ケアプランに位置付けられていること</li> <li>・事業所側の都合ではなく、必ずケアプランに則ったサービス提供の一貫であること</li> <li>・食料品店・駅・病院・親族の家等、利用者のQOL向上に寄与すると考えられる場所であること</li> <li>・居宅以外を可能とするのは送り先についてのみであり、居宅発のルールは従来通りであること</li> </ul>						
政策課題とその解決策	<p>高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らしていくために、居住地域や親族との交流状況等に応じ、QOLの向上や生活利便性の向上を図っていくことが必要であるが、現行の制度に則り居宅まで送られた後には、改めて外出する高齢者が少なく、在宅に閉じこもりがちになってしまう。</p> <p>本提案の実現によって、例えば親族宅へ送っていくことで交流が増加する、スーパー等へ送っていくことで食生活の安定による栄養状態の向上が図られる、病院等へ送っていくことで身体状態が安定するなど、ケースによって様々な効果が期待できることに加え、高齢者自身が生活の中において自らの能力で出来ることを実感し、自らの能力を活用する動きに繋がることで、在宅生活の支援に寄与すると考えられる。</p>						
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	国土交通省	担当課名	自動車局旅客課
	規制法令等	道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(平成30年3月30日付け国自旅第338号)1(4)					
	規制等の趣旨	道路運送法においては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、輸送の安全の確保、利用者保護観点から、原則として旅客自動車運送事業の許可を受ける必要がある。一方、デイサービス等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、自家輸送として道路運送法上の規制の対象とならない。					
	見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)					
	担当省庁の回答	厚生労働省の回答において、提案の輸送が送迎減算の対象となることが明らかなため、自家輸送としての検討は行わない。なお、個別の輸送について改めて相談があれば対応したい。					
	実施時期	-		スケジュール	-		
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	現在、通所介護終了後に自宅以外の場所へ送ることは、介護報酬制度の趣旨等から困難であることは承知している。しかし、高齢者の生活や活動をより良くするため、柔軟な運用を求める声も多く、そういった声に応じていく方策について、事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議させていただきたい。					
	内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
	コメント	国土交通省より、提案の輸送が送迎減算の対象外となる場合は、道路運送法における許可又は登録を要しないとすることも考えられるが、厚生労働省の回答において送迎減算の対象となるとしているため、検討は行わない旨の見解が示された。 上記見解に対し、指定自治体は、事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議をすることとしたため、一旦協議を終了する。					

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30108	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区			
提案事項名	介護従事者の働き方改革の実現					
提案事項の具体的な内容	<p>地域支援事業を活用し、介護ロボットを事業所に貸与することで、高齢者の在宅支援体制を強化するとともに、介護従事者の負担軽減、ひいてはその先に介護職員の働き方改革へとつなげていく。</p> <p>また本事業により得られたデータ等は国へも報告し、介護ロボットを活用した介護従事者の支援施策への材料としても活用する。</p>					
政策課題とその解決策	<p>介護人材の不足は全国的な問題となっている。平成29年度版高齢社会白書(内閣府)によると、介護職員の数は平成12年から右肩上がりに増加し続けているものの、介護職の有効求人倍率(3.02倍)は全体の倍率(1.36倍)を大きく上回っている(平成28年度時点)。更に、岡山労働局管内における福祉関連職の有効求人倍率も3.38倍であり、全産業合計の1.81倍より高くなっている(平成30年1月時点)。このような状況下において、それぞれの介護職員に係る負担は増大しており、負担軽減による介護事業所の職員の働き方改革が必要とされている。</p> <p>本市は、平成25年度より、総合特区の特例(厚労B007)を活用し、地域支援事業の任意事業において介護保険対象外の福祉用具を要介護者に貸与する「介護機器貸与モデル事業」を実施してきた。この取組の成果として、新たな介護ロボットは、要介護者のみならず介助者の負担軽減にも効果が見られているところであり、介護ロボットが効果的に介護事業所へ導入されれば、介護従事者の負担軽減に寄与すると考えられる。</p> <p>しかし、ロボット導入のための単なる財政的支援では、一時的な導入は進むが、各事業所においてロボット受け入れのための技術的な研修、実際の利用者への試用、導入による効果検証が十分行われ、一連の日常的な介護サービス提供の流れに組み込まれていないと、事業者側が効果を感じられなかったり、使用を中断してしまうことが多く、事業者・開発者共に期待した効果が十分得られない。</p> <p>本提案の実現により、各事業所が十分な試用や検討を行った上でロボットの導入が可能となるため、継続的かつ効果的なロボットの活用が見込まれる。またこれにより介護従事者の負担軽減や在宅高齢者の支援体制の強化が期待される。</p> <p>更に、どのような介護ロボットがどのような効果を示し、どのように介護サービスの提供体制が改善していくかのデータを収集することで、今後の介護事業所への支援施策をより効果的に実施していくことも可能となる。</p>					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	C:代替案の提示	担当省庁名	厚生労働省	担当課名	老健局高齢者支援課
	規制法令等	「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発0609001号)				
	規制等の趣旨	○地域支援事業は、地域医療介護総合確保基金等、活用可能な新たな事業が拡大したこと等を背景として平成26年度に見直しを行い、基金などの他の事業で実施すべきもの等については任意事業の対象外としている。				
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>○貴市の提案内容に関連する事業として、以下の①から③が考えられるので参考とされたい。</p> <p><b>①介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業(厚生労働省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設等が介護ロボットをモデル的に導入し、効果的な活用方法を構築</li> </ul> <p><b>②介護ロボット等の試用貸出事業(厚生労働省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会での活用や導入を前提とした機器の試用貸出</li> </ul> <p><b>③地域医療介護総合確保基金「多様な人材層に対するキャリアアップ研修支援事業」(都道府県)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材確保・育成に資する研修事業であることを前提に、賃貸借契約により委託事業者が介護ロボットを導入し、希望があった介護サービス事業所に対して機器を貸与するとともに、活用現場の視察・見学の受け入れ、講習会等を開催するといった取組事例(北海道)がある。基金の活用については、県と相談されたい。</li> </ul> <p>○なお、地域支援事業の任意事業については、地域医療介護総合確保基金等、活用可能な新たな事業が拡大したこと等を背景として平成26年度に見直しを行い、基金などの他の事業で実施すべきもの等については任意事業の対象外としていることから、基金事業等、既存の事業の活用を検討されたい。</p>				
	実施時期		スケジュール			
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない			
理由等	提案内容の実現に向けて、地域医療介護総合確保基金を活用出来るよう県と協議を行う。今後、当該基金での実現が難しい場合等は、改めて相談させていただきたい。					
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの					
コメント	<p>厚生労働省より、地域支援事業の任意事業において、基金などの他の事業で実施すべきもの等については任意事業の対象外としているため提案を受け入れるのは難しいが、代替措置として既存の事業の活用を検討されたい旨の見解が示され、指定自治体は了解したため、協議を終了する。</p> <p>厚生労働省は、今後指定自治体から相談があった際には適切に応じられたい。</p>					

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30109	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区		
提案事項名	認知症情報共有事業				
提案事項の具体的な内容	認知機能検査の結果を、警察と自治体で共有することで、認知症者の早期発見・早期介入を推進する。具体的には、「認知機能検査の実施要領について(平成28年9月30日警察庁丁連発第141号)」に自治体との連携を事業目的の一つとして追加し、これによって定められている認知機能検査用紙に、必要に応じた自治体への情報提供を示す(又は本人が同意の有無を表明する欄を設ける)ことにより、自治体への情報提供を可能とする。				
政策課題とその解決策	<p>本市の認知症者は2万人を超えて更に増加を続けており、潜在的には2.7万人、MCIの人を含めると5.1万人と更に多くの数があることが予想されている。本市は、「岡山市における認知症施策の指針」(平成26年4月)により、「認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会をめざす」としており、認知症となった者のみならず、その家族や地域等も含めて、一体的な見守り体制を構築していくことを目標としている。そのためにも、認知症でありながら必要な支援を受けられていない者に対し、早期に発見・介入し、認知症の進行を遅らせたり、適切な環境を整えたりすることが必要となってくる。</p> <p>本提案により、認知症の者、特に受診拒否など受診に結びつかない者を、より早期に適切な認知症の医療・介護サービス等へつなげるとともに、初期段階での効果的な支援実施ができる。</p> <p>またそれに加え、免許を保有しながら認知症の恐れがある高齢者に関し、警察から自治体に照会を受け、それに回答していくことで、警察も認知症ドライバーによる交通事故を未然に防ぐことができるなど、福祉行政・警察行政が共に連携し、地域一体となって認知症の者に対する支援体制を構築していきたいと考えている。</p>				
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	C:代替案の提示		担当省庁名	警察庁
	担当課名	交通局運転免許課			
	規制法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県の個人情報保護条例</li> <li>認知機能検査の実施要領について(平成28年9月30日警察庁丁連発第141号)</li> </ul>			
	規制等の趣旨	検査の結果は、受検者の認知機能の状況を示すものであり、受検者の重要な個人情報であることから、当該情報の利用及び提供には制限があり、また、その取扱いは十分に注意しなければならない。			
	担当省庁の見解	<p>認知機能検査は、運転に必要な記憶力・判断力の低下が原因の一つとみられる出会い頭の事故や一時不停止による事故等の割合が高くなっていることを背景として、高齢運転者に自己の記憶力・判断力の状態を自覚してもらい、認知機能の状況を踏まえて分類された高齢者講習を受講することにより、安全運転の継続を支援すること等を目的として、平成21年6月に施行された改正道路交通法により導入された制度である。</p> <p>したがって、御提案にあるような認知症ケアを前提とした「自治体との連携」を、「認知機能検査の実施要領について(平成28年9月30日警察庁丁連発第141号)」に目的の一つとして加えることは困難である。</p> <p>しかしながら、本人の同意を得ていただければ、認知機能検査の結果を提供することは可能である。また、都道府県警察では、認知機能検査で第一分類と判定された者に対して、臨時適性検査の通知又は医師の診断書の提出命令を送付していることから、これらの送付に合わせて、自治体から提供を受けた情報提供に関する書類を同封するといった措置を取ることは、当該事務を行う都道府県警察との協議により可能と考えられる。</p>			
実施時期	-		スケジュール	-	
指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>まずご提案いただいた通り、都道府県警察と協議の上、認知機能検査で第一分類と判定された者に対し、情報提供に関する書類を同封していただくことで、認知症の恐れがある高齢者が早期に適切な支援を受けられるよう促していきたい。今後は、成果等を確認し、例えば第二分類の者にまで情報提供の範囲を広げるなど、必要に応じてまたご相談させていただきたい。</p>				
内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの				
コメント	<p>警察庁より、認知機能検査の制度の目的から、指定自治体の提案を受け入れることは困難であるが、代替措置として、認知機能検査で第一分類と判定された者に対し都道府県警察より送付する通知等に、指定自治体が作成した情報提供に関する書類を同封するという措置を取ることは、都道府県警察との協議により可能である旨の見解が示され、指定自治体は了解したため、協議を終了する。</p> <p>警察庁は、今後指定自治体から相談があった際には適切に応じられたい。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30110	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区			
提案事項名	訪問介護インセンティブ事業					
提案事項の具体的な内容	<p>【1】生活機能向上連携加算の取得要件を緩和し、リハビリ専門職の所属先を特定の機関に限定しないこと。                  【2】リハビリ専門職の訪問介護への派遣に係る費用や、派遣による効果の測定、派遣による利用者の状態改善に関する分析、及び事業所の表彰等を実施する費用に対し、地域支援事業の活用を可能とすること。</p>					
政策課題とその解決策	<p>高齢者の在宅生活維持のため、本市ではデイサービス改善インセンティブ事業により一定の効果が見えてきたところであるが、高齢者が自宅に戻ると、自らで家事を行えない等により、再び状態が悪化するケースが多い。また訪問介護のサービス提供が、必要以上に多くなると、利用者が自ら出来る能力が逆に失われてしまう危険性もある。                  こういった状況を改善するため、リハビリ専門職の視点を活用し、高齢者が自ら在宅で生活していく能力を出来る限り損なわず維持していけるよう、訪問介護に積極的なリハビリ専門職との連携を促さなければいけない。                  本提案の実現により、リハビリ専門職との連携のハードルが下がると同時に、単なる連携のみに留めず、それによる成果を測定し、成果を出した事業所を表彰していくことで、より科学的根拠に則った介護を提供する事業所の取組を強く後押しできる。</p>					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	【1】 E:対応しない 【2】 D:現行法令で対応可能	担当省庁名	厚生労働省	担当課名	老健局老人保健課・振興課
	規制法令等	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表第1ホ「生活機能向上連携加算」 地域支援事業の実施について				
	規制趣旨等の	自立支援・重度化防止に資する観点から、外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師等との連携を強化することを評価するため、生活機能向上連携加算を設けている。				
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)                  【1】自立支援・重度化防止に資する観点から、外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師等との連携を強化することを評価するため、生活機能向上連携加算をもうけているところ、平成30年度介護報酬改定において、訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム等において、通所リハ事業所等のリハビリ専門職等と連携して作成した計画に基づく介護に対し、新たに評価することとしたところであり、来年度以降、これらの改定内容の検証を行っていくこととしており、現時点で要件緩和を行うことは困難。                  【2】「リハビリ専門職の訪問介護への派遣に係る費用」について、地域支援事業の一般介護予防事業では、地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による支援を行うことが可能である。「派遣による効果の測定、派遣による利用者の状態改善に関する分析、及び事業所の表彰等を実施する費用」について、地域支援事業の一般介護予防事業では、介護予防の知識向上などの普及啓発等が実施可能であるため、地域支援事業実施要綱の範囲内で実施してはどうか。</p>				
	実施時期		スケジュール			
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない			
理由等	<p>【1】今後の改定内容の検証によって判断されるとのことなので、検証結果を待ちたい。                  【2】地域支援事業の中で実施可能な内容について、これを活用して事業を実施していきたい。実施要綱の範囲や考え方等、事業実施に向けた不明点等については、また別途相談させていただきたい。</p>					
内閣府整理	Ⅲ:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの					
コメント	<p>厚生労働省より、【1】については、平成30年度介護報酬改定における改定内容の検証を行っていくこととしており、現時点での要件緩和は困難であるが、【2】については、地域支援事業実施要綱の範囲内での実施が可能である旨の見解が示され、いずれについても自治体は了解しているため、協議を終了する。</p>					

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30111	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区		
提案事項名	通所介護サービスにおける質の評価の拡充				
提案事項の具体的な内容	<p>利用者のアウトカムを評価するADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)に加え、ADL維持等加算(Ⅲ)を創設し、より質の高いサービスを提供するための体制(介護職員のうち介護福祉士の常勤換算人数、機能訓練指導員の常勤換算人数)や取組内容(介護技術向上のための研修参加、利用者に対し書面等にて自宅での訓練を指示することなど)に一定の評価項目を設定し、その項目を達成した場合は更に高い加算を付与するなど、状態像の維持改善という結果のみならず、そこに至るサービス提供体制(ストラクチャー)や、サービス提供内容(プロセス)にも着目した加算とすること。</p>				
政策課題とその解決策	<p>高齢者が介護が必要になっても在宅生活を維持していくためには、在宅介護サービスによる状態像の維持改善に向けた取組が必須であるが、現行の介護保険制度においては要介護度を改善させると報酬が減る仕組みとなっており、積極的に改善させようとするインセンティブが働きにくい。</p> <p>本市では平成25年度より、デイサービス改善インセンティブ事業を実施し、市内の事業所と要介護者の状態像改善に向けて意識を統一して取り組んできた。その結果、認知症高齢者の受け入れ人数や介護福祉士の人数、機能訓練指導員の人数といったストラクチャー、研修への参加や医療機関との積極的連携といったプロセスの目標達成に向けて取り組んでいる事業所の方が、これらに取り組んでいない事業所に比べ、より改善効果が出ていることが確認された。</p> <p>本提案の実現により、介護福祉士や機能訓練指導員等の専門職の体制や、研修への参加、利用者に対し自宅での訓練等を指示していることなど、ストラクチャー・プロセスを評価する加算が介護報酬に導入される。アウトカムだけでなく、プロセスも重視した加算となるため、事業所の状態像維持改善に向けた取組が更に後押しされ、利用者のQOL向上や介護給付費の削減に繋がっていくものと推察される。</p>				
国と地方の協議 1 回目	担当省庁の対応	F:各省が今後検討		担当省庁名	厚生労働省
	規制法令等	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表6注11			
	規制等の趣旨	<p>○ 要介護者の状態像の改善に向けた取組を評価する観点から、通所介護においては、中重度者ケア体制加算(ストラクチャー評価)や個別機能訓練加算(プロセス評価)などを設けているほか、平成30年度介護報酬改定により、生活機能向上連携加算(プロセス評価)やADL維持等加算(アウトカム評価)などを新たに設けている。</p>			
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>○ 要介護者の状態像の改善に向けた取組を評価するため、従前から中重度者ケア体制加算(ストラクチャー評価)や個別機能訓練加算(プロセス評価)を設けているところであるが、平成30年度介護報酬改定において、外部のリハビリ専門職と連携して機能訓練を行うことを評価する生活機能向上連携加算(プロセス評価)や、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の状況を評価するADL維持等加算(アウトカム評価)などを新たに設けたところであり、来年度以降、これらの改定内容の検証を行っていくこととしている。</p> <p>○ 今後の対応として、例えば、その検証のプロセスに関わっていただく等の対応が考えられることから、引き続き要望市町村と検討してまいりたい。</p>			
	実施時期	スケジュール			
指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目の希望)	希望しない	
理由等	<p>今後の改定内容の検証によって判断されるとのことなので、検証結果を待ちたい。</p> <p>また、本市が検証プロセスの中で関与していく可能性について、どのような形式が考えられるか、別途ご相談させていただきたい。</p>				
内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの				
コメント	<p>厚生労働省より、平成30年度の介護報酬改定において、新たな評価指標を設けたところであり、今後これらの改定内容の検証を行っていく中で、その検証プロセスに自治体に関わっていただく等の対応が考えられることから、引き続き自治体と検討していきたい旨の見解が示され、自治体は了解しているため、協議を終了する。</p> <p>厚生労働省は、自治体がこれまでの事業成果を生かして検証プロセスに関与できるよう、引き続き自治体と協議を行うこと。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30112	特区名	ながさき海洋・環境産業拠点特区			
提案事項名	研究開発用海洋エネルギー関連発電設備の設置に係る法定手続の簡素化					
提案事項の具体的な内容	<p>実証試験段階の研究開発用潮流発電装置について、電気事業法に基づく装置設置前の工事計画認可(第47条)を工事計画届出(第48条)へ、稼動開始前の主務大臣による使用前検査(第49条)を自主検査である使用前安全管理検査(第51条)へ、それぞれ適用を緩和するとともに、保安規定に基づく電気主任技術者による定期検査を省略する。</p>					
政策課題とその解決策	<p>海洋エネルギーの実用化のために、研究開発段階にある潮流発電について、実海域における実証試験に係る負担を軽減することにより、技術開発の機動性及び開発スピードの向上、開発経費の削減を図る。          規制の緩和が実現し、実証事業がスムーズに実施できた場合、目標に掲げている「県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量」及び「海洋再生可能エネルギー実証プロジェクト実施件数」に寄与するとともに、地元企業を中心とした海洋エネルギー分野の研究開発の推進が図られ、地域における関連産業の拠点形成への波及が期待される。</p>					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能	担当省庁名	経済産業省	担当課名	産業保安グループ電力安全課
	規制法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水力、火力、燃料電池、太陽電池及び風力発電所以外の出力20kWを超える事業用電気工作物の設置に係る工事計画の認可(電気事業法第47条)</li> <li>・上記電気工作物の使用前検査(電気事業法第49条)</li> <li>・保安規程に基づく電気主任技術者による定期検査(電気事業法第42条、43条等)</li> </ul>				
	規制等の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の安全を確保するため、電気工作物の工事、維持及び運用を規制するものである。</li> </ul>				
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)          適用条文について、電気事業法第47条を第48条にした場合、技術基準不適合の場合に工事計画の廃止という不利益処分を受ける可能性があるなど、却って設置者側の手戻りによる負担が増加する可能性がある。また、第49条を第51条にした場合も、自ら検査項目や検査方法を定め、当省の確認を受ける必要があるなど、却って設置者側の負担が増加する可能性がある。それぞれ、第47条、第49条を適用し、当省とともに、手戻りのないように工事計画や検査項目を定める方が、効率的と思料。また、保安規程に基づく電気主任技術者による検査の免除は、公共の安全を確保するために受け入れることは出来ないが、設置者の懸念点である検査間隔等については、研究開発設備としての特性を踏まえた計画を立てることで対応することもできる。</p>				
	スケジュール	-				
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない			
理由等	<p>電気事業法の適用条文を変更した場合の手戻りのリスクについて了解した。また、届出や自主検査を実施する際の基準の検討に必要な労力を考慮すると、現行法で対応したほうが効率的と判断したため、経済産業省の見解を受け入れる。</p>					
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの					
コメント	<p>経済産業省より、自治体の提案の通りに適用条文を変更した場合、かえって設置者側への負担が増加する可能性がある旨の見解が示され、指定自治体は了解したため、協議を終了する。</p>					